

北後広監第 18 号
平成19年12月26日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 畑 瀬 幸 二 様

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 野 昭
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 大 竹 秀



平成19年度定期監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施し、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり平成19年度定期監査結果報告書を提出します。



平成19年度

北海道後期高齢者医療広域連合
定期監査結果報告書

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員

平成19年度定期監査結果報告

1 監査の期間

平成19年12月10日から平成19年12月26日まで

2 監査の対象

広域連合事務局、広域連合会計班、広域連合議会事務局、広域連合選挙管理委員会事務局、広域連合監査委員事務局

3 監査の範囲

平成19年3月1日から平成19年9月30日までに執行された事務を対象とした。

4 監査の方法

広域連合の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、次の事項を重点として、監査対象部局から必要な関係書類及び資料の提出を求め書類監査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いながら監査を実施した。

(1) 監査対象項目

- ア 備品の管理事務について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 旅費の支給事務について
- エ 契約事務の執行について

5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況は、関係書類及び資料等を監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認めるが、一部の事務執行上改善又は留意すべき点で軽微な事項については、口頭で措置を促した。

監査対象項目ごとの結果は、次のとおりである。

(1) 備品の管理事務について

備品の管理事務については、備品台帳、物品購入要求書の関係書類を検査した結果、事務処理はおおむね適正に執行されているが、次のとおり一部改善等の措置を要する事項がみられた。

- ア 備品台帳に記載されているが、現品に標識が付されていない備品がみられた。

(2) 支出事務の執行について

支出事務の執行については、支出負担行為決議票、資金前渡の関係書類、報酬支給調書等の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(3) 旅費の支給事務について

旅費の支給事務については、旅行命令簿兼旅費請求書等の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(4) 契約事務の執行について

契約事務の執行については、関係書類を検査した結果、留意すべき点で軽微な事項については、口頭で措置を促したが、次のとおり一部改善等の措置を要する事項がみられた。

ア 平成18年度の契約中、職員に係る住宅の賃貸借契約について、起案文書に随意契約を締結する理由と法令の根拠条項を記載していない。

広域連合が市・町から派遣を受けた職員の住宅とするための民間住宅の借上げに当たっては、住宅の構造、面積、設備、生活環境等のほか、広域連合事務局への交通の利便性などの諸条件を満たす賃貸物件を選定すべきであるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、不動産の借入れの契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するので、その旨も起案文書に記載すべきである。

イ 平成18年度の契約中、財務会計システムの賃貸借契約について、起案文書に随意契約を締結する理由は記載されているが、法令の根拠条項を記載していない。

また、予定価格を設定していないが、設立準備委員会の時点で複数の会社から見積書を徴収し、金額や機能等の比較検討を行っており、財務規則に定める「予定価格調書の作成を省略することができる」場合に該当するので、その旨も起案文書に記載すべきである。

ウ 平成19年度の契約中、広報事業業務の委託契約について、予定価格調書を作成していないが、契約の相手方を決定するために公募型コンペティションを採用し、提案内容と同時に見積書を徴収しており、財務規則に定める「予定価格調書の作成を省略することができる」場合に該当するので、その旨を起案文書に記載すべきである。

6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて、次の意見を提出する。

北海道後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度が創設される来年度から予算規模が大幅に拡大することが見込まれるので、適正かつ効率的な財務会計事務を確立するため、職員が異動しても事務に支障のないよう、マニュアル等の整備を検討されたい。